

由利本荘市移住支援金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日
改正 令和 2 年 4 月 1 日
改正 令和 3 年 1 月 13 日
改正 令和 3 年 4 月 1 日
改正 令和 4 年 4 月 1 日
改正 令和 5 年 4 月 1 日
改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、秋田県と県内市町村が共同して実施する第 2 期秋田県移住・就業支援事業（以下「移住・就業支援事業」という。）において、由利本荘市（以下「市」という。）に移住した者に対し、予算の範囲内で移住支援金を交付することにより、市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とし、その交付については、移住・就業支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成 17 年由利本荘市規則第 40 号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成 17 年由利本荘市規則第 41 号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 実施要領第 6 の 1 (1) に定める要件を満たす者のうち、(2)、(3)、(4) 又は (5) の要件を満たし、かつ次の (1) の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては (2) の要件を満たす申請者を交付対象とする。

(1) 申請者が所属する世帯において、由利本荘市定住促進奨励金の交付を受けた者がいないこと。

(2) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、平成 31 年 4 月 1 日以降に転入したこと。

(エ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後 1 年以内であること。

(オ) 申請者を含む 2 人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付金額)

第 3 条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては 1 0 0 万円、単身の申請の場合にあっては 6 0 万円とする。なお、1 8 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は 1 8 歳未満の者一人につき 1 0 0 万円を加算する。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、由利本荘市移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住後の就業先の就業証明書（様式第2号）（実施要領第6条1（2）及び（3）に定める要件を満たす者のみ）及び本人確認書類、直近2カ年市税等の滞納がないことを証する書類（学生は、在学していたことを証する書類を添付すること）に加え、第2条の要件を満たすことを証する書類及び世帯の申請をする場合にあつては直近2カ年世帯全員に市税等の滞納がないことを証する書類（学生は、義務教育課程以下の世帯員を除き、在学を証する書類を添付すること）を市長に提出しなければならない。

ただし、実施要領第6条1（3）に定める要件を満たすことを証明するものとして、移住後の就業先の就業証明書（様式第2号）を提出することが適当でないものは、別に代えることができる。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、これを審査して交付の可否を決定し、適当と認められた場合は由利本荘市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）、不適当とされた場合は由利本荘市移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第6条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者が、支援金の交付を請求するときは、由利本荘市移住支援金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、請求から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、由利本荘市移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第6号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 市長は、前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに由利本荘市移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第7号）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 市は、移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができるものとする。

(就業状況等の異動届出)

第11条 移住支援金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた日から5年間においてその住所、就業先について異動があつた場合は、由利本荘市移住支援金に係る住所等変更届出書（様式第8号）により市に届出をしなければならない。

(返還請求)

第 12 条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、その者に対し、由利本荘市移住支援金返還請求書（様式第 9 号）により期限を定めて、当該移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額の返還

（ア）虚偽の申請等をした場合

（イ）移住支援金の申請日から 3 年未満に市から転出した場合

（ウ）（就業の場合のみ該当）実施要領第 6 条 1（2）の要件を満たす者にあつては、移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

（エ）秋田県が実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

（2）半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に市から転出した場合

（実施期間）

第 13 条 補助事業の実施期間は、令和 10 年 2 月 29 日までとする。

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。